

# 多賀城市いじめ防止基本方針

平成27年11月

多賀城市・多賀城市教育委員会

## 目 次

はじめに	1
I 基本的な考え方	1
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
2 法が規定するいじめの防止等への組織的対応	2
3 いじめの定義等	3
(1) いじめの定義	3
(2) いじめの理解	4
(3) 市基本方針における「学校」の範囲等	5
4 いじめの防止等に関する基本的な考え方	5
(1) いじめの防止～一人一人の心の居場所となる集団づくり	5
(2) いじめの早期発見～「いじめは早期発見・初期対応が重要」	6
(3) いじめへの対処	6
(4) 家庭や地域との連携～「地域コミュニティとしての学校」	7
(5) 関係機関との連携	7
II いじめの防止等のための対策の内容	7
1 市（市教育委員会を含む）が実施する施策	7
(1) いじめの防止等の対策のための組織の設置	7
(2) 市（市教育委員会を含む）が取り組む主な施策	8
2 学校が実施すべき施策	11
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	11
(2) 多賀城市立学校いじめ問題調査委員会（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）の設置	12
(3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組	13
3 重大事態への対処	17
(1) 重大事態の意味	17
(2) 学校の設置者（＝市教育委員会）又は学校による調査	18
(3) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	22
III その他	23